

目 的

国立公園の利用上核心的な自然景観を有し、原生的な雰囲気が保たれている地区において、将来にわたる持続的な利用を実現するため、利用人数の調整等を行うことによって、自然景観や生物の多様性の維持を推進する。

法 制 度

【環境大臣】

特別地域内に利用調整地区を指定（自然公園法第 15 条）

＜利用調整地区に指定しようとする場所の一般的要件＞

- ① 国立公園の利用上核心的な自然景観を有し、原生的な雰囲気が保たれている地区で、利用者圧が高まり、現状のままでは自然景観や生物の多様性の維持に支障を生じ、原生的な雰囲気や優れた自然景観の享受ができなくなるおそれがある地区
- ② 優れた自然景観の享受を推進する観点から、完全な利用禁止とすることが適当ではなく、立入人数等の調整によって、将来にわたって優れた自然景観の生物の多様性を維持し享受することが可能であり、地理的あるいは施設の条件から利用者の出入り等をコントロールすることが可能である地区
- ③ 原則として特別保護地区あるいは第 1 種特別地域に指定されている地区
- ④ 土地所有者の合意と協力が得られる地区

【利 用 者】

環境大臣が定める期間内に利用調整地区に立ち入る場合は、環境大臣（又は環境大臣が指定した機関）に申請し、その認定を受けることが必要。

※ 認定の際に立入認定証が交付される（当該地区に立ち入る場合はその携帯が必要）

＜認定基準＞

- ・ 利用調整地区毎に定める事項（人数、期間、注意事項等）
- ・ 禁止事項（動植物の持ち込み、野生動物への給餌、ごみ捨て等）

